

孤独・孤立対策のための自殺防止対策事業（2次公募分）公募課題一覧

No	課題名	課題の趣旨及び目的	想定される事業内容	採択予定事業数	補助基準額
1	孤独・孤立対策のための自殺防止対策事業（全国的な電話・SNS相談強化事業）	依然として、社会的孤立等の影響による自殺リスクの高まりが懸念されており、高まる相談需要への対応が喫緊の課題であることから、大規模かつ全国的な自殺防止のための電話又はSNS相談を行う民間団体の取組（相談時間の延長等夜間対応の強化、応答率の向上、相談対応件数の増加、又は相談の質の向上等に寄与する取組）を支援することを目的とする。	<p>①全国的に実施する電話相談及び関連する事業 ②全国的に実施するSNS相談及び関連する事業 ※①又は②の事業について、相談時間の延長等夜間対応の強化、応答率の向上、相談対応件数の増加、又は相談の質の向上等に寄与する場合に応募可能とする。なお、①及び②に関連する事業としては、以下を想定しており、当該事業についても併せて応募可能とする。</p> <p>（関連する事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自殺念慮者やハイリスク者に対するアウトリーチ支援や一次保護に関する事業 ・自死遺族の支援に関する事業 ・電話若しくはSNS等による相談に関する人材の養成等（相談員のなり手不足の解消、資質の向上又は定着、その他相談支援の環境整備等への支援を含む）に関する事業 ・地域において、自殺防止に関する取組を行う団体に対して、情報提供、助言などの後方支援を行う事業 	3団体程度	<p>①全国的に実施する電話相談及び関連する事業については、原則として、100,000千円以内 ②全国的に実施するSNS相談及び関連する事業については、原則として、100,000千円以内</p>

※なお、応募に当たっては、公募要綱本文の2. 助成対象事業（2）①に記載されている全事業共通の要件（ア～ク）、SNS相談を実施する場合の追加要件（ケ～タ）に留意すること。特に、力のただし書きに記載の通り、他に国又は地方公共団体その他の団体等から助成等を受けている取組であっても、本事業による費用助成により追加的に実施する場合は、既に受けている助成等と本事業による費用助成を経理区分して実施する場合に限り、本事業による費用助成の対象とするため留意すること。